

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が令和 2 年 3 月 18 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、令和 2 年 1 月 27 日付けで行った法第 63 条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 13 年 11 月 19 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和 2 年 1 月 27 日付けで、請求人に対し、平成 28 年 4 月以降の誤認定により過支給となった保護費について法第 63 条に基づく費用返還決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、令和 2 年 3 月 18 日、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

長期に渡り、3人のケースワーカーをスルーして、高額になるまで見過していたのにも関わらず、処分庁のミスを全額請求してくるのは不服である。

(2) 審理員は、令和2年5月28日付けで、請求人に対し、後記2 処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また、令和3年10月18日付けで反論書の提出期限の再設定について通知したが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載がある。

ア 令和2年1月27日付けの本件処分通知書には、「返還決定額 1,977,077円」、「返還の理由 平成28年1月および2月の就労収入実額認定における過払い処理の際、平成28年5月から第一類調整額に当該支払額57,575円が加算されたまま平成31年4月まで過支給を続けていたことによる。加えて、平成28年4月1日付で削除すべき母子加算について平成28年7月まで継続して支給されたため。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年5月27日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件の経緯

(ア) 請求人は、処分庁の所管区域内を居住地とし、平成13年6月に離婚し母子家庭となったが請求人の収入のみでは少なく他からの援助も望めず最低限度の生活が維持出来ないとして、同居している子とともに、平成13年11月19日付で法による保護の申請をし、保護の実施機関である市長から生活保護の決定及び実施の決定権限の委任を受けていた処分庁から、最低限度の生活を維持することのできない者と認定されて保護費の給付決定を受けた。

(イ) 平成28年の4月の保護費を算定する時期に、(次女)の大学進学に伴い、世帯分離処理をおこなった。しかしながら同時に就労収入の実額認定における過払い処理をする際に、翌月より第一類調整額に当該過払い額を入力する誤った処理がされていた。その為に、生活扶助基準額に57,575円が加算されたまま平成31年4月

まで保護費が支給され続けていた。

加えて平成 28 年 4 月 1 日付けで削除すべき母子加算 22,790 円について同年 7 月まで継続して支給し続けていたため、過払い額計 91,160 円が発生していた事が発覚した。

本来であれば、就労しており要否判定にて早期に保護廃止となっていた世帯であるが、生活扶助基準額に誤って 57,575 円が加算されていたため、最低生活費が上がり保護が継続されていた。これらの事実が発覚した後、令和元年 5 月 1 日付けで収入増で要否判定による保護廃止とした。しかし上記の過払いが発生していた事実であることには変わりがないため、法第 63 条を適用し、過支給額計 1,977,077 円の返還を求めることとなった。

イ 棄却を求める理由

法第 63 条においては、被保護者が急迫の場合などにおいて資力があるにも関わらず、保護を受けた場合は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定められている。

本件においては生活扶助基準額に 57,575 円の加算をつけたまま過支給を続けていたことは処分庁の算定誤りではあるが、保護費の過払いがあった事実には変わりがない。

これはまさに上記の『資力があるにもかかわらず保護を受けた場合』と解釈でき、法第 63 条の趣旨に鑑み今回の決定に至った。

ただし返還額の決定にあたっては、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものについては今回の返還対象額から控除できることを請求人に説明し、当該期間に生活必需品の購入があれば領収書を提出するよう促していた。そして請求人は冷蔵庫、ガステーブル、シーリングライト、カラフルミラー等を購入した際の領収書を提出してきたがすべて当該過支給を続けていた期間より以前のものであり、控除の対象となるものはなかった。

以上のとおり、この決定には何ら違法や不当はないため、この審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成 28 年 3 月 14 日付け起案の適用年月日同年 4 月 1 日の保護決定調書には、「開廃等の理由・通知案（略）請求人の常用収入の認定による。（二女）大学進学により平成 28 年 4 月 1 日付けで世帯分離します。（略）就労収入実認定による過支給額 57,575 円を 8 月までの 5 回に分けて収入充当する。」との記載があり、最低生活費認定欄には、「加算 母子 加算額計 22,790」との記載がある。

イ 平成 28 年 3 月 25 日付け起案の適用年月日同年 1 月 1 日の保護決定調書には、「開
廃等の理由・通知案 二女の就労収入 1 月分を実認定する。◆過支給額は、6,925 円
となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成 28 年 4 月分に 6,925 円収入充
当します。」との記載がある。

ウ 平成 28 年 3 月 25 日付け起案の適用年月日同年 2 月 1 日の保護決定調書には、「開
廃等の理由・通知案 二女の就労収入 2 月分を実認定する。◆過支給額は、50,650 円
となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成 28 年 4 月分に 50,650 円収入充
当します。」との記載がある。

エ 平成 28 年 4 月 18 日付け起案の適用年月日同年 5 月 1 日の保護決定調書には、「開
廃等の理由・通知案 収入充当額の変更による。」との記載があり、最低生活費認定
欄には、「加算 母子 加算額計 22,790」、「生活基準 80,160 (調整額) 57,575」
との記載がある。

オ 平成 28 年 6 月 17 日付け起案の適用年月日同年 7 月 1 日の保護決定調書には、「開
廃等の理由・通知案 請求人の常用収入の認定による。」との記載があり、最低生活
費認定欄には、「加算 母子 加算額計 22,790」、「生活基準 80,160 (調整額)
57,575」との記載がある。

カ 平成 31 年 4 月 25 日付けのケース記録票には、「平成 28 年 4 月 1 日定例時、(二女)
の大学進学に伴い世帯分離処理をおこなった。しかしながら同時に実額認定におけ
る過払い処理をする際、翌日より第一類調整額に当該過払い額を入力する誤った操
作がされていた。その為、単身世帯の生活扶助基準額に 57,575 円が加算されたまま
現在に至る。平成 31 年 5 月 1 日付で収入増による要否判定にて保護廃止をしたもの
の、約 200 万円の過払い額については法第 63 条を適用していく。」との記載がある。

キ 平成 31 年 4 月 25 日付けのケース記録票には、「要否判定をした結果、収入>最低
生活費となるために平成 31 年 5 月 1 日付で保護廃止をおこなう。」との記載がある。

ク 令和元年 5 月 7 日付けのケース記録票には、「請求人宅に査察指導員と共に同行訪
問した。請求人のみ在宅。まず始めに要否判定した結果、請求人の就労による収入の
増加により、収入>最低生活費となったために令和元年 5 月 1 日付で保護廃止とな
った事を伝える。次に平成 28 年当時の担当ケースワーカーの処理に誤りがあり、約
3 年間に渡り保護費を過支給していた件について説明する。平成 28 年 4 月 1 日定例
時、(二女)の大学進学に伴い世帯分離処理をおこなった。しかしながら同時に実額
認定における過払い処理をする際、翌月より第一類調整額に当該過払い額を入力す

る誤った操作がされていた。その為、単身世帯の生活扶助基準額に 57,575 円が加算されたまま現在に至る。平成 31 年 5 月 1 日付で収入増による要否判定にて保護廃止としたものの、2,072,700 円の過払い額が発生した。支給額一覧にて 2,044,805 円支給しており、その金額を限度額として法第 63 条返還請求よていであることを説明した。しかしながら正しく生活基準を認定していれば収入増により、本来は早期に廃止可能であったと考えられる。こちらの不適切な処理も勘案し、この 3 年間で自立更生にかかった費用については極力返還対象額から控除させていただくことを説明した。例えばエアコン、冷蔵庫などの家電製品や子供の教育関係で支出した費用などがあれば、できるだけ控除できるよう検討させてもらおうと伝えた。1 週間程度猶予を与えるので、家電製品などの領収書がもし出てくれば提出する様に促した。」との記載がある。

ケ 令和元年 5 月 10 日付け起案の適用年月日同月 1 日の保護決定調書には、「開廃等の理由・通知案 請求人の働きによる収入の増加・取得により廃止します。」との記載がある。

コ 令和元年 6 月 18 日開催のケース診断会議診断票には、問題点として、「平成 28 年 4 月 1 日定例時、(二女)の大学進学に伴い世帯分離処理をおこなった。しかしながら同時に実績認定における過払い処理をする際、翌月より第一類調整額に当該過払い額を入力する誤った操作がされていた。その為、単身世帯の生活扶助基準額に 57,575 円が加算されたまま現在に至る。平成 31 年 5 月 1 日付で収入増による要否判定にて保護廃止としたものの、約 2,044,805 円の過払い額が発生。この事実を踏まえ法第 63 条を適用し返還を求めてよろしいか。何卒ご教示願います。但し、平成 31 年 2 月、3 月、4 月の医療費についてはレセプトにて確認次第、2,072,700 円を限度として法第 63 条を適用し返還を求めてよろしいか。何卒ご教示願います。尚、自立更生に供するものとし請求人に対し当該期間において生活必需品の購入があれば領収書を提出するよう促していたが、全て対象期間外のものであり返還金より控除可能なものはなかった。追記：正しく生活基準を認定していれば収入増により、本来は早期に廃止可能であったと考えられるが今回当方の不適切な処理も勘案し、これについては問わないものとする。」との記載があり、診断結果として、「2 月、3 月は医療費はかかっておらず、4 月の医療費が 8,450 円であることがレセプトより判明した。1,977,077 円を法第 63 条に基づき返還を求めていくこととする。※当該返還金には世帯分離により削除すべき母子加算(対象期間：平成 28 年 4 月～平成 28 年 7 月)を含む。」との記載がある。

サ 前記 1 請求人の主張 (3) アと同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の設定をした場合等であると解されている。

(3) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社授保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1の(1)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

なお、その⑥において、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期収入等が得られるようになった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」と定めている。

2 本件処分について

(1) 本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2(1)及び(2)のとおり、処分庁は、平成28年1月及び同年2月の就労収入実額認定における過払い処理の際、平成28年5月分の保護費について、誤って基準生活費の第1類の調整額として57,575円を加算し、その後平成31年4月まで過支給を続けていたこと、また、平成28年4月1日付けで削除すべき母子加算について同年7月まで継続して支給していたことから、過支給となった保護費について、請求人に対し、返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) 処分庁は、過支給を続けていたことは処分庁の誤りではあるが、保護費の過払いがあった事実には変わりがなく、「資力があるにもかかわらず保護を受けた場合」と解釈できるため、法第63条の趣旨に鑑み、本件処分を行ったもので、その判断に違法又は不当な点はない旨を主張する。

確かに、前記1(2)のとおり、法第63条には、保護の実施機関が不当に高額の設定をした場合の返還義務も含まれているものと解されているところである。

しかし、本件においては、処分庁の最低生活費の算定誤りによって平成28年4月分の保護費から過支給が生じていること、前記審理関係人の主張の要旨2(2)キ及びケのとおり、当該処分庁が算定誤りの見直しを行ったところ、請求人世帯が保護から脱却をしていることが認められたことから、法第63条に基づく返還対象額の決定については、自立更生として、前記1(3)のとおり、「⑥当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額」についての検討が必要とされる。

本件について、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2(3)ク及びコのとおり、請求人に対し、自立更生について説明を行った上で、領収書の提出を求めているものの、請求人から提出のあった領収書が当該過支給の生じた期間外であることのみをもって、過支給となった保護費の全額を返還の対象としており、本件処分を行うまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態、過支給となった保護費の使用の状況及び今後の生活設計等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。

また、調査の結果を踏まえ、たとえ分割による方法によってでも、本件過支給費用の全部又は一部の返還を求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

そして、本件においては、最低生活費を大幅に上回る金額を長期間に渡り加算し続けたという誤った事務処理の結果生じたものであること、またこの点に関して請求人

には何ら責められるべき事情は存在しないという特段の事情があることに留意すべきものといえる。

- (3) これらを踏まえると、処分庁は、その裁量権を行使するにあたり、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その手続きに違法な点があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年11月22日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても

再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。